

## 一般社団法人公務員研修協会 認定講師規程

### (目的)

第1条 この規程は一般社団法人公務員研修協会（以下、当法人）の目的を達成するための方策として認定講師規程を定め、当法人の品位と信頼性を確保し、良い学びの場を提供するために必要な事項を定める。

### (認定)

第2条 当法人の目的の達成に向け、自らの高い専門性を活かし当法人の事業に寄与する者で、認定講師になることを希望する者から申し出があった場合は、社員により審査を行った上で、代表理事が決定する。

### (認定審査基準)

第3条 認定審査基準は次のとおりとする。

- (1) 当法人の目的を正しく理解し、責務を全うできること
- (2) 公務員（元公務員を含む）であり、高い専門性を有していること
- (3) 講師として必要なスキルを有していること
- (4) 当法人の認定講師として活動するにあたって相応しい品性、倫理観を備えていること
- (5) 個人的な政治、宗教その他の活動と分離し、あくまでも中立的な立場で活動できること

### (資格の種類)

第4条 認定講師の資格は次の2種類とする。

- (1) 認定講師 A 現職の公務員（兼業の範囲内で講師として活動する者）
- (2) 認定講師 B 元公務員（公務員としての実務経験を有する者）

### (認定講師の責務)

第5条 認定講師は、講師としての自覚と責任を持ち、常に自己研鑽に励みながら次の責務を全うする。

- (1) 当法人が依頼する研修等の実施
- (2) 当法人の会員向けの研修等の開催
- (3) 研修の企画及び研修教材の開発及び発行
- (4) その他、当法人の目的達成のために講師として必要な活動

### (権利)

第6条 認定講師は、当法人の認定講師であることを名刺等に記載することができる

### (資格の喪失)

第7条 認定講師は次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 協会を退会または除名されたとき
- (2) 協会が解散したとき
- (3) 認定講師としての責務を著しく怠ったとき

(講師料)

第8条 当法人の依頼を受け、講師として活動した際の謝金は次のとおりとする。

(1) 認定講師A (現職の公務員)

- ① 当法人が実施団体等から受け取った費用(交通費等除く)の2分の1を超えない範囲で、講師の属する組織の兼業許可の範囲内で受け取ることのできる額
- ② 当法人が実施団体等から受け取った費用(交通費等相当分)

(2) 認定講師B (元公務員)

- ① 当法人が実施団体等から受け取った費用(交通費等除く)の3分の2に相当する額
- ② 当法人が実施団体等から受け取った費用(交通費等相当分)

2 認定講師は、講師として活動したことによって当法人が実施団体等から受け取った費用の一部を当該年度の会費に充てることができる。

(支払)

第9条 当法人は実施団体等から費用を受け取ったときは、税金等を控除した上で、講師が指定した口座に振り込むこととする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、社員総会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、社員総会の決議により定める。

附則

この規程は、令和5年6月5日から施行する。